事業主・ご担当者の皆さまへ

重要

被扶養者現況確認の実施の時期が変わります！



今後の実施時期



令和9年7月以降(予定)

新たな実施時期・実施方法が決まり次第ご案内いたします。

※ 令和9年1月実施予定を令和9年7月以降に変更

被扶養者の現況確認は毎年１月から２月にかけて実施していましたが、大貨健保でも現況確認にマイナンバーによる各種情報の取得を積極的に活用し、事業所ならびに加入員の皆さまの負担の軽減を図りたいと考えています。

つきましては、被扶養者現況確認を実施するうえで最も重要な地方税情報（所得情報）の更新が毎年6月頃になることから、本来なら令和9年1月に実施いたします次回の実施時期を令和9年7月以降とさせていただきます。



確認の対象となる方

被扶養者として認定されている25歳以上のご家族が対象です。

※ 実際の対象者や確認方法などの詳細につきましては改めてご案内します

扶養者現況確認の実施時期とは別に「扶養状況の確認」は予定通り実施します

18歳～24歳の方を対象とした「扶養状況の確認のお願い」は例年通り、令和9年3月頃に実施を予定しています

～大切な確認ですので、ご協力をお願いいたします～

正しい健康保険利用のために

よろしくお願いします



被扶養者現況確認は、厚生労働省より毎年実施が義務付けられており、納付いただいている保険料から支払われる保険給付等の適正化にも繋がる大切な調査です。
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

大阪府貨物運送健康保険組合
お問い合わせ　適用課　06-6965-4051